

ジョン・ロックの貨幣論

——“Of raising our coin” (1692) を中心として——

種 瀬 茂

私はさきに發表の機會を與えられた小論『ジョン・ロックの經濟論——利子に關する論文を中心として——』（『橋論叢』第二六卷第四號、一九五一年一〇月號）において、かれの利子に關する論文を對象として取り上げそれを執筆當時の一六七〇年代に位置させて考察した。すなわち、その當時の政治・經濟の狀況（第二節）およびかれの論文の内容を要約し（第三節）ロック John Locke 1632—1704 の經濟についての思考の二三の特色を引き出してそれについて學ぼうと努めた（第四節）。

右の作業の中で私は次の諸點をとらえ得たと考える。すなわち、

(一) ロックの思考は當時のイングランド England における諸經濟主體の發展の狀況をとらえ、その全體的な利益を表現しようとしていた。すなわち、利子引き下げ問題については、銀行業者 Banker つまり高利貸的金融業者に對

して商工業者 trader を守らうとしてゐる。この商工業者としてかれは、商人 merchant・製造業者 manufacturer・織匠 clothier・借地農業者 farmer・工匠 artisan 要するに新興の産業資本家層を考慮してゐた。さらに興味深いのは、國家財政の主要源泉たる地租の負擔者・地主に對する保護を、かれは主張してゐるのである。この地主には、大土地所有者 landlord も、地方郷紳 country gentleman も、土地保有者 landholder もふくまれる。國家財政の負擔者として、かれらの力に依頼しなければならぬ當時のイングランドにとつては、かれらに對する協力の努力がなされねばならなかつた。と同時に、農業における資本主義的生産の新しい發展が作られようとしてゐたその時期に當つて、これらの階層の人々がそれぞれに力をこの部面にそそいでいたのであり、ウィッグ黨 Whigs の政策もこの發展を目指してゐたのであつた。このようなロッキの立場がウィッグ黨のそれであるとともに、また前進的なイングラント經濟社會の中心力の意向を示してゐるといえるであらう。このことは一六八九年『名譽革命』"Glorious Revolution" 後のイングランドについて、ますます明らかに行き發展過程であつた。

(二) ロッキの主張は利子問題という實際問題に直面してその對策を示しながら、それを基礎付けるために、自然利子論、交易論(貿易差額論)、財・貨幣・土地の價值・價格論等、廣く深い經濟理論を展開してゐる。それらを要約すれば、經濟現象の運動の把握(貨幣を主軸とした經濟社會の種々の法則)とその社會の本質分析への手がかり(生産と勞働の重視)が、ロッキの經濟理論の二つの重要な要素といえるのではなからうか。そのような理論的分析は同時に、政治・哲學・思想の分野においてのかれの思考と結合し、またかれの社會的態度と相應じてゐるはずである。

以上のような諸點を私は前記のロッキの論文について學びさらにそれからの私の課題とした。

さて前述の拙稿（以下單に拙稿として示す）五七ページにのべた如くロックの經濟論文は二つのグループに大別できる。すなわち、

- (一) 利子引き下げ問題を主題として、一六七〇年代に執筆され、一六九二年に發表されたもの。拙稿の對象。
- (二) 貨幣改鑄問題を主題として一六九〇年代に執筆發表された諸論文*。

* 論文全體のタイトルは拙稿五五ページに掲げた。その際の使用テキストは全集第八版（一七七七年）であつたが、私は本稿では第一二版 *The works of John Locke, in nine volumes. London, 1824.* を用いる。經濟諸論文は同全集の第四卷に收められている。以下ロックからの引用ページ數はこの全集第四卷のそれを示す。最近における内外のロック研究には主としてロック全集一八〇一年版、一八二二年版（第一版）、および一八二三年版が用いられている。私はこれらの諸版を見ることができないでいる。しかし諸研究による引用文から見ると、これら諸版と私が使用した一八二四年版（第一二版）とは全く同一のページが示されている。

この第二のグループに屬する論文は二つある。すなわち拙稿五五ページに示した論文中、第一論文の後半の部分、および第二・第三論文である。これらのうち第二・第三論文は一六九五年の執筆にかかる。そして第一論文の後半の部分は一六九〇年秋執筆され、九二年に利子に關する論文と一所にして發表せられたものである。

私は、本稿において、この第一論文の後半の部分を對象とし、當時の狀況の中にあつて、ロックの示した對策とその基礎にあるかれの貨幣についての思考を學びながら、もう一度、前述の諸問題に迫りたいと思う。

二

一六八八年一月五日、オレンジ公ウィリアム William of Orange はイングランドの西南岸トーベイ Torbay に上陸し、ロンドン London に向つて進軍した。イングランド内外における反動と革新の激しい争いが、ここに再び革命的状況を生み出したのである。ジェームズ二世 James II はアイルランド Ireland に逃れ、王位は空白となつた。當時の混乱は烈しく、王政復古や内亂の前夜に比すべきものがあつた。事態收拾のため古いチャールズ二世 Charles II 時代の上下議員たちが、急いでロンドンに呼び集められ、同年二月、オレンジ公ウィリアムの手中に、政軍の實權を委ね、これが内亂への道をすくつた。臨時政府の下に、議會選舉が行われ、一六八九年一月二二日、假議會 Convention Parliament が開かれた。多數を占めたウィッグ黨の見解に従い、ウィリアムとメアリーの兩者に王位を與え、その共同統治が、權利の宣言とともに、決定された。この二月二三日から假議會は正議會となり、ここで政治・宗教上の新しい決定が次々に生み出された。すなわち、寛容令 Toleration Act 權利法令 Bill of Rights 等である。『わゆる『名譽革命』“Glorious Revolution” が成功し、イングランドは、立憲王政と寛容令の下に、新しい發展の時代に入つたのであつた。

さて議會がウィリアムとメアリーの共同統治を決定した時、待機していた王妃メアリー Queen Mary ははじめてイングランドに向つて出立した。すなわち、一六八九年二月一日、ハーグ Hague を立ち、翌日、グリーンニッジ Greenwich に到着した。この歸國の船中に、ジョン・ロックの姿が見られる。かれは六年餘のオランダ Holland 亡命生

活を終えて、母國に歸つた。そこでの亡命生活は、政治的追求に苦しい生活を經驗せねばならなかつたにしても、一方では、自由思想家たちとの交友はかれの思想を深め、また多數の著作の準備を可能ならしめた。それゆえオランダを離れることはかれの心をいたましめた。と同時に五年以上も留守にしたあとで、再び母國の岸に歩を印し、しかも自由と光榮の一時代がその國に開かれようとしていることを感じとつたロックは、喜びにおののいたにちがいない*。

* Fowler, p. 53—4. 引用書名は本稿末の引用文献目録を見よ。以下同じ。

歸國後、ロックは、ウィリアム三世 William III からの要請(外交使臣としての仕事)を再三拒否し、請願委員 Commissioner of Appeals の閑職についた。自らの健康は激務に耐えられないといふのが、その理由であつた。しかしかれの努力は別の方向にそそがれた。すなわち、諸著作の陸續たる發表である。まず一六八九年歸國後ただちに『寛容に關する手紙』A letter concerning toleration. 1689、つづいて一六九〇年には『人間悟性に關する一試論』An essay concerning human understanding. 1690、『統治について二論文』Two treatises of government...1690。

五七歳にいたるまでの波亂の生活の中でたくわえられたかれの廣い經驗と深い思索が、このような場面において一時に展開せられたのである。これらの著作が、名譽革命後のイングランド、ことに革新派の思考に相應じ、その思想界において十分の支持を與えられ、また反對派にとつて論議の對象となつた。これは名譽革命後のイングランドが、はじめたかれの立場と思想を十分に展開するにふさわしい場であつたことを物語つてゐる。このような状況の中におけるロックの張りつめた氣持がうかがいえられるように思う。

しかしイングランド内外の狀況は容易ではなかつた。内には、ウィツグ黨・トーリ黨 Tories の對立はますます激

しく、外には、ジェイムズ二世およびフランス France の軍事的侵略（アイアランド）が迫つていた。ウィリアム三世は一六九〇年一月二七日、議會を解散。選舉後、第二議會が三月二〇日にひらかれた。トーリ黨が多數派となつた。議會はウィリアムから大赦令 Act of Grace を受け、かわりにアイアランド遠征に資金を與えた。かくして、アイアランドおよびスコットランド Scotland における征定の戦いが開始され、それは直接に、ルイ一四世 Louis XIV のフランスに對する戦いであつた。戦いはヨーロッパ Europe をまき込み一六九七年のリズウィックの講和 Treaty of Ryswick にまで及んだ。イングランドの全社會・文化生活は、新舊の政治的抗争と、この對フランス戦によつて彩られていたのである*。

* Trevilian, p. 373—82.

このような新時代のスタートの激動の中で、一六九二年に、ロックの最初の經濟論文 *Some considerations……*（拙稿五五ページに示した第一論文）が發表された。それはウィッグ黨の若手の中心人物サマズ卿 Lord John Somers 1651—1716 にささげられていた。この論文は全く主題をことにした二つの部分からなり、その後半の部分がここの對象となる。その部分にはとくに『わが鑄貨の引き上げについて』 *Of raising out coin.* という標題がつけられている。この論文は、サマズ卿への獻辭（一六九一年一月七日付け）によれば、『十二月以上も前に』に執筆された（三ページ）。といえばそれは、一六九〇年秋に當る。どのような状況にあつて、かれはこの論文を書きしるすことになつたのであろうか。しばらく當時の貨幣の狀態に眼を向けてみよう。

オウマン Charles Oman によれば、次のように報ぜられてゐる*。一九二三年、ブリストル Bristol の舊税關で巨

額の退藏銀が掘り出された。その中の一番新しい銀貨の日付けからみると、それらの銀貨はオレンジ公ウイリアムがトーベインに上陸し進軍したとき逃げ出した一官吏が隠したものであることはほぼ確實である。かれはそんな大きな量の銀を持ち歩くことができません、おそらく金貨を持つて逃げたのであろう。

* Oman, p. 338—9.

それらの銀貨の内譯をオウマンの説明にしたがつて表示して見ると次のようになる。

Edward VI (在位 1547—53)	10個
Philip and Mary (1553—58)	19
Elizabeth (1558—1603)	1,899
James I (1603—25)	578
Charles I (1625—49)	2,364
Charles II { (1660—62) hammered	112
(1662—85) milled	164
James II (1685—88) milled	17
* その他	104
總計	5,267

* この一〇四個についてはオウマンは説明してゐない。表に見られるように市民戦争 the Civil War と共和国 the Com-

monwealth の時期 1642—50 が缺けているところを見ればそのころのものとも考えられる。

これら古い通貨のうち五ニパーセントは削損 clipping を受け、ほとんど半分に近い二四四六個は造幣刻印も消えてしまつていた。さらにそのような損傷による重量の喪失は激しく、それは銀の三分の一を取り去さつてしまつていた。以上のような状況は偶然発見せられた少數の例の中に見出されたものではあるけれども、當時の状況一般を示しているとしてよろしいであらう。

すなわち當時流通の鑄貨は非常に古い時代のものまでも含んでおり、前世紀イリザベス時代の銀貨も多く流通していたことは、さきの表によつても知られる。それらが磨滅損耗によつて軽量となつてしまつていたことは當然ながら、かてて加えてはげしい削損を受けていたのである。これら舊貨幣 hammered money は、鑄造技術幼稚のため、量目は均一でなく、縁刻み(いわゆるギザギザ)もなぐため、たやすく削損され、次第に粗悪化されて行つたのである。さきの退藏銀貨についてもオウマンはその量目の三分の一が取り去られてしまつていたとのへてゐる*。

* 舊貨幣 hammered money との甚しい削損の状況によつて多くの説明がある。Lowndes. p. 221—2. Schmidt. s. 17—8. 鬼頭、一九二—三ページ。山下、六五—六ページ。

一六九五年におけるその状況によつて、ラウンス William Lowndes 1652—1724 は次のように報告してゐる。

100 ポンドの袋	標準量目	大蔵局收納の時の量目	不足分
	oz. dwt. gr.	oz. dwt. gr.	oz. dwt. gr.
40袋	15483 16 16	8095 5 5	7388 11 16
74	28645 1 20	14373 5 0	14271 16 2

133	51483	14	22	27318	0	0	24165	14	2	
120	46451	10	0	23496	15	0	22954	15	0	
105	40645	1	6	20899	15	0	19745	6	6	
100	38709	11	16	19588	5	0	19121	6	16	
總計	572	221418	16	08	113771	5	0	107647	11	08
平均		387	01	22	198	18	$00\frac{1}{3}$	188	03	$21\frac{2}{3}$

fere

右の表によれば、量目の不足はほとんど半分に近づくことが知られる。Lowndes, p. 227—229, 258.

これと同時に偽造 counterfeiting が行われた。偽造は安易に行われ、また外國から多量に入ってきたらしい。この幣害除去のため、しばしば禁止法令が施行されたが、効果はなかつた。

* Lowndes, p. 223. 山下、六六ページ。鬼頭、一九三ページ。

* * Feavearyar, p. 111.

そこでチャールズ二世の時代に入つてこの状態改善のために新しい鑄造技術が導入され、一六六二年末から、Mint led money と呼ばれる新銀貨が行われるようになった。この銀貨は機械で鑄造され、縁刻みがほどこされてあつたので、削損・變造は困難でありまた少しでも損少されれば流通を禁ぜられていた。しかし前述のような通貨の粗悪化した状況の中に、このような量目完全な新銀貨が投入せられたとしても、それらが流通し、悪貨を驅逐しうべくもな

ら。當然ながら、これらの新銀貨 Milled money は、ロンドン塔 the Tower の造幣所を出るやいなや、何人かの手中に入り、退藏されるか、溶解されてしまい、流通場裡にあらわれてはこなかつた。^{*} さききのべたプリストルの退藏銀のうち、チャールズ二世時代一六六三年以降の一六四個およびジェイムズ二世時代の一七個、計一八一個がこの Milled money に當る。それは全體五二六七個のうちわずかに三パーセント強にすぎない。

* ロントは hammered money と milled money とを比較考量し、前者について量目の不齊一、偽造の容易なこと、ギザギザのなりごと等を指摘し、後者こそが『たしかに公衆にとつて最良のものである』としている。(九一—二ページ) Lowndes, p. 222. 山下、六六ページ、鬼頭一九三—四ページ。

** Feaveyear. p. 112.

さらに當時、ギニー Guinea その他の金貨が行われていた。^{*} 金銀比率については次にのべよう。

* Feaveyear. p. 89—90.

さて以上の如き鑄貨流通の状況は、當然に銀地金の價格および鑄造價格に變化を及ぼすであらう。フィヴィアアはこの間の變化を次のようにのべている。^{*} 『銀の市場價格は、ジェイムズ一世の後半年からおよそ一六九四年の半ばにいたる全期間に、一オンスにつき五シリング二ペンスから五シリング四ペンスに變動したようである』と。他方鑄造價格はどうであつたか。それは一六〇一—四年には五シリング、一六〇四—二六年には四シリング一一ペンス半、一六二六—六六年には再び五シリングとされ、自由鑄造制を定めた一六六六年の法令は鑄造費を廢するとともに五シリング二ペンスに引き上げた。以後、一般的にいって、銀の市場價格の方がその鑄造價格よりほんの少し高く、

だから貨幣は金屬そのものに換算してみればほんの少し減價されていた譯であつた。しかし當時は貿易バランスは順で地金の價格を鑄造價格にまで低下させようとした時期であり、相當量の金屬が造幣局にもたらされ、多額の鑄造が行われた。^{***}一六六六年の法令は鑄造を促進し、それは一六七二年に改新された。

* Feaveyear. p. 109—110.

** ロックはその論文中で市場價格が當時五シリング四ペンスであることを示している。

*** ロック、二五ページ。Feaveyear. p. 109.

さて金銀の比率はどうであつたろうか。金貨ギニの鑄造價格は二〇シリングであつたが、實際には常にそれ以上に評價されていた。^{*}すなわち一六六五年一月には二一シリング四ペンス、一六六七年四月には二一シリング一〇ペンス、それから一六七〇年四月には二一シリング二ペンスに下り、同年再び二一シリング四ペンスおよび六ペンスにのぼつた。以後ウィリアム三世治世の初年にいたるまでほとんど二一シリング六ペンスのままであつたが、その時にいたり再び二一シリング一〇ペンスに上つた。以上の経過を見るに、ギニ金貨の變動は二一シリング二ペンスないし一〇ペンスの間にあり、鑄造價格は常にそれ以下の二〇シリングとされていた。その變動はさきに見た銀の市場價格の變動とくらべてみても、同じように思つた程大きくはない。

* Feaveyear. p. 110—111.

** ロックはその論文の中で當時金貨一ギニは二一シリング六ペンスとして流通しているのとべている（九八ページ）。

當時の通貨の大部分が銀および金の鑄貨からなつていたことを思えば、これ程の削損・偽造・退藏を受ければ當然

その市場價格の非常な騰貴が豫想されるであろう。しかるにその騰貴と變動は前述の如く銀にして二ペンス内外、金については八ペンスに及んだにすぎない。何故であろうか。フィヴィアアはこの間の事情を次のように解いている。『削損貨幣はこの時期の大部分を通じて「一七世紀始めから一六九三年ころまで」ほとんど不便を生ぜしめなかつた。削り取りに常につきものの偽造は流通に對して貨幣量を付け加えるに役立つたにすぎず、その量は交易の増大しつつある需要に見合うために必要であつた、なぜなら縁刻貨幣は流通内にとどまろうとはしなかつたからである。貨幣の價值はほんの少ししか下落しなかつた。變動はギニの價格の變化で測つてみると二一シリング二ペンスから二一シリング一〇ペンスへという程の大いさであつてほとんど害を與えなかつた。ペピス Pepsys が言つたように、この期間には削り取り人と偽造者は「何人に對してもほとんど害を與え」なかつたのである。』すなわち、一七世紀を通じて發展するイングランドの對外貿易および新興の商工業からの貨幣の需要は急速に増大し、貨幣不足のうつたえは一般的であつた。この事情が當然生ずべき鑄貨の下落をわずかの程度にひきとめていたのである。『このような譯でスチュアート諸王はぐづぐづしていたし、コッティントン條約 Cottington Treaty ^{**}それから機械の導入と鑄造費の廢止最後に削り取り人と偽造者の處罰ということが問題を解決するであろうと萬一を期待していたのである。』^{***}

それゆえ、全體的な改鑄によつてこの惡狀況を拾收しようとする方向はなかなか出されるに至らなかつた。

* Peaveyear, p. 111—112.

** 一六三〇年、ジェイムス一世の大使サー・フランシス・コッティントン Sir Francis Cottington とスペイン Spain との間に結ばれた協約。これによりスペインの銀がイングランドに運び込まれ、一六三〇—四〇年にやく七・八百萬ポンドの良

銀貨が鑄造されることになつたといわれる。 *icanyear. p. 82—3, 92—3.*

*** *Ibid. p. 112.*

三

そして問題の焦點は當時の最も重要な諸點、つまり對フランス戰爭、對外貿易に關連して登場した。すなわち銀の流出であり、そのため銀地金にプレミアムがつけられ、縁刻貨幣 *milled money* および銀器の鑄つぶしが促進せられたのであつた。問題はこのような姿をとつてはやくも名譽革命後の議會にとりあげられることになつた。次にその経過をたどりながら、種々の立場からなされた問題把握の仕方、その對策の案出について學んでゆこう。この狀況について私は主として *Rudings. II. p. 376—8.* によつた。

まず議會は早くも一六八九年五月一日に一委員會を任命し、貨幣の惡狀とその對策を議せしめた。しかしその報告は見出されな。

ひきつづいて一六九〇年四月九日、ロンドン市内および近郊の金匠たち *goldsmiths* が、請願書を下院に提出した。この請願書には次のごとくべられてある。前年十月以來二八六、一〇二オンスの銀地金および八九、九四九個のドル *Dollars* およびスペイン・ドル貨 *Pieces of Eight* の輸出が税關に登録されている。そして東インド會社 *the East India Company* ばかりでなく、様々のユダヤ人および商人たち *divers Jews and Merchants* がこのため銀の大量を買上げ、一オンスにつき一ペンス半をその價值以上に與えている。かくして多くの板金および縁刻貨幣の鑄

つぶしを促進してきた。それにより、この半年間、請願者（金匠）がその營業上で行う鑄貨ばかりか、造幣局自身ですら鑄貨が停止されてしまった。請願者は議會の考慮を乞う、というのであつた。

この請願は委員會に付託され、同委員會は五月八日次のように報告した。すなわち、税關からの證明によつて多量の銀が輸出されたことは明らかであり、その八分の七は、自分の利益のためなら何でもやつてのけようというユダヤ人たちによつて積み出されたものである。さきの請願書の中に示された輸出者としての東インド會社は、この委員會報告中であらわれてこないのは特徴的である。報告はさらに、輸出の原因を示す。すなわち、それはフランス國王が自らの國庫に銀をあつめるために、鑄貨の名目の一〇パーセント引き上げを行つたことに起因しており、それゆえユダヤ人たちは日々多量の銀を輸出している。かくして銀は稀少、高價となり、營業中の金匠たちの完全な破滅となつたのである、と。

銀の輸出はその後もひき續き行われていたことが報ぜられている。このことが當然銀地金の價格を高めた。造幣局での鑄造價格は一オンスにつき五シリング二ペンスであるのに、輸出に際しては一オンス五シリング三ペンス半で賣られた。このことが鑄つぶし及び外國銀という名目での輸出をひき起したのである。以上の如き狀況把握に立つて、いろいろの銀流出防止策が提示された。すなわち、一、全面的禁止、二、一定期間の條件付き禁止、あるいは銀輸出に對する課税、三、わが國自らの貨幣の引き上げ。

委員會はこれらのうち一方法に意見の一致を見ず、議會の配慮に委ねた。議會は、その報告を同委員會に再付託し、委員會は議會に提出される法案を準備すべし、と決定した。それに従つて一法案が五月一九日提出された。それは第

一讀會を通過し、第二讀會で次の日審議が行われるべしと命ぜられた。しかし一月にいたるまでこの法案は議會で放置せられており一月一七日になつて下院を通過した。その法令のタイトルには、金銀の輸出および王國の鑄貨の鑄つぶしに對する法令とある。しかしこの法令も、上院では否決されてしまつたらしい。ラディングほどの法令集にもそれが見當らないとしている。

名譽革命直後一六八九年から九〇年にかけて、議會内においては以上のような議論が進められていた。これらの議論は、粗惡な通貨や削損には直接ふれておらず、縁刻貨幣や銀器の鑄つぶしおよび銀流出という對外的部面に觸れたものであつた。請願者たる金匠がどのような利害に立つていたのかは請願の内容からは明確にしない。當時の金匠は一般に貨幣金融の部面で強力な力をもち高利貸資本として活動していた。フィヴィア^{*}は縁刻銀貨の鑄つぶしが金匠たちの手によつて行われたことは明らかであるとのべている。たしかに金匠の一般的な立場はそのようなものであつたと考えられる。しかしそのような性格のみをもつて一様に金匠の活動を把握すると、ここに見られるようなロンドン金匠たちの請願の意味を理解しえないのではなからうか。すでに一七世紀を通じて新しい商工業活動の發達とともに、金匠たちの中にはこれに應じて近代的信用の活動を次第に行つてくるものが見られる。さらにまたウィリアム三世政府に對する財政資金の源泉の一つとなつていたものもあつた。つまり金匠たちの中には新しい經濟的利害に立ちつつあるものもあらわれていることが知られるのである。そう考えてくれば、右の請願者ロンドン金匠たちがその中で獨占會社としての東インド會社や高利貸資本としてのユダヤ人に對して批判的であつたという意味が理解しうるのではなからうか。

* Fearyear. p. 112.

** 長谷田、二六五・二七一・二七三・二七七―八ページ。大塚久雄『信用關係の展開』一四五ページ。しかし全體としての金匠の活動が高利貸資本としての性格を深く持ち、これに對立する産業資本層の要求は一六九四年のイングランド銀行 Bank of England の設立にまで高められた。これは金匠に對する決定的な打撃であつた。

これに對して請願を受けとつた議會の委員會はどのような態度をとつたであらうか。一六九〇年一月成立の新議會はトリー派が多數を占めていた。委員會もまたそのような意見に支配されていたであらう。委員會の議論の中には東インド會社に對する批判は見出されなくなつており、銀輸出の責は専らユダヤ人に歸せられている。これは獨占會社に對する批判と辯護の論争の中の獨占會社とトリー派の人々との結び付きを考慮しながら理解すべきであらう。^{*} さきに學んだようにこの議會における諸議論の中では十分に把えることができない。ラディングの説明はロンドン金匠についてもまたこの東インド會社についても説明が與えられていない。今これらの把握をさらにすすめて行ふことは私の力及ばないところであつて、今後の勉強によりさらに理解を深めたいと思う。

* 張、六四―七四ページ。大塚『社會的基盤』一〇・二〇・二三ページ。

さて右の委員會は、銀流出の原因についてのべ、それはフランス王の鑄貨の名目の引き上げによるものとしている。すなわち『フランス王は、最近、自國の貨幣が非常に少くなつたことを知り、その鑄貨を十パーセント引き上げたが、それは銀を「フランスへ」送つてその國庫を満たさせるようにするための一獎勵策であつた。』と説明されている。^{*} この引き上げ策がどんな經路によつてフランスへの銀の流入をひき起したのであるか、今の私には明らかにしえない。

いずれにせよ、當時對フランス戦争のさ中にあつては、銀流出の原因をフランスにおける名目の引き上げに歸することは安易な考察をもつて足りたであらうし、イングランドもまた銀鑄貨價格の引き上げによつてその流出を防止し、かえつて流入を計ることができると、結論しえたのであらう。はたしてそのような政策が當時の貨幣の困難な狀況を救うことができたのであらうか。

* Ruding, II, p. 376.

ちようど一六九〇年議會で右のような論議がたかかわされていたその年の秋、ロツクの『わが鑄貨の引き上げについて』という論文が執筆せられたのであつた。かれはその中でフランスにおける鑄貨名目の引き上げにふれているが、それはさきの委員會の説明とやや異なる（八五ページ）。ロツクによれば、フランス王は四ソル貨 4 sols piece を二〇パーセント引き上げ今までその二〇個をもつて一フランス・クラウン a French crown としていたのに今後はその一五個をもつて一フランス・クラウンと定めた。この引き上げは當然四ソル貨の輸入をもたらず。フランス王はこれを恐れその流通を内國地方に限り海港市での流通を禁じた。しかしこの注意も無効で四ソル貨はなお輸入されその國に大きな損失をもたらし結局フランス王はその名目を『その内在的價值に近いように』引き下げざるをえなくなつた。以上のロツクの説明はある一種類の鑄貨の名目の引き上げであり、それは當然その輸入をひき起し損失をまねくことになるであらう。それは後にふれる金銀比價の變動の場合と同じである。このフランスの場合、輸入者の立場に立つイングランド人にとつては、流出した銀は利益をともなつた反對給付としてイングランドに返つてくるはずである。^{*}この意味からすればそのためのイングランドでの銀の鑄つぶしは損失とはならないことにならう。またこのフ

ランスの例にならつて銀の流出を阻止し流入をはかるために、イングランドでも鑄貨の名目の引き上げを行うべしという主張は、つまりイングランドを右のフランスの立場に立たせることであつて何らの利益ともならない。このようにロッキは反論しているのである。

* 山下、七四ページ。

さて當時一般に銀の鑄つぶしと流出とは苦情のたねであつたことは事實である(八九ページ)。その原因をどのように把握するにせよ、この對外的關係における不便を阻止するために主張された對策は、右にロッキが説明した一種類の鑄貨の名目の引き上げではなく、全鑄貨の名目をそれぞれ比例的に五パーセント引き上げよというものであつた(八六ページ)。はたしてこのような對策がその目的を達しえられるであらうか。ロッキはこれに對して、否と答える。そしてロッキの否定は深くかれのイングランドの國富増進の觀點から行われているのである。そこでこの點についてのロッキの思考をまず學んでみよう。ロッキは八九―九七ページで次のように説いている。

外國貿易が入超となつた場合にはわれわれは對外債務を負いそれがわが物品の輸出によつて支拂いえなければわが國の貨幣によつて支拂われねばならない。^{*}そして現在鑄造費が一租税によつてまかなわれている自由鑄貨制のもとでは、正規重量の貨幣(緣刻貨幣)は必要に應じて鑄つぶされ運び出されるであらう(九〇―九六ページ)。その場合、緣刻貨幣にどのような名目を與えようとも、同じく鑄つぶされるであらう。商品を買入れ債務を支拂うのは銀の量なのであつてその上におかれた刻印や名稱ではないのであるから、鑄貨の名目の引き上げによつてその鑄つぶしや流出を阻止することはできないのである、と(九七・一〇八ページ)。ロッキはここでイングランドは對スペイン貿易の出超

によつて銀を得、その他の地方との貿易による入超により銀を失つてゐることを擧げてゐる(九〇ページ)。^{**}

* ロックは入超による對外債務支拂いのためにかわせが高くなることを認めてゐる(五〇—二二ページ)。だがこのことは鑛貨の名目の引き上げの主張の根據たりえない。ロックはその點に『諸意見』誌“Remarks on a paper given in to the Lords, etc.”を批判してゐる(一〇八—九ページ)。

** ここでいう『その他の地方』について説明は與えられていない。しかしロックはすでに利子に關する論文の中ではフランス奢侈品輸入の不利を説いてゐた(二〇ページ)。さらに他の個所では東インド諸島 the East Indies およびカナリア諸島 the Canaries やザント島 the Zant 貿易の入超につれてゐる(一〇七ページ)。そしてこの東インド諸島貿易による銀の流出が『再び利益をともなつてわれわれに支拂いをするということ』を私は認めねばならないのであるが(一〇七ページ)と付け加えてゐる。このように東インド諸島貿易の仲繼貿易による利益を認めてゐるが、ロックはこの仲繼貿易を積極的に促進しようと主張してゐるのではなく、この文章の中ではむしろ否定的意味をこめてゐるよう理解できると思う。

以上のように銀流入の原因を交易の入超に歸せしめる考え方は、ロックの國富増進に關する社會經濟的思考の基本線にもとづくものであつたことは明らかである。^{*}新興商工業者、借地農業者の勤勉による産業の發展、國民の儉約による輸入消費品の節約、それによりまたそれを一そう促進するために、貿易差額を順ならしめ、金銀を獲得し保有すること、これがロックの思考の骨格であり、またかれの積極的主張の根底であつた。まさに右の基本線に立つて銀流出の根因を貿易差額の入超に求め、鑛貨の名目の引き上げによつてはこの事態を改善しえないと考へたのである。

* 拙稿、六六・七三—四ページ。

それゆゑこのような思考から當然銀流出の阻止とこれが保有のためにはわが交易全體の出超をはかる以外にはない

という政策がひき出される(一五二—三ページ)。このような對外貿易政策の主張は一六九六年再編制された『通商産業委員會』Commissioners of Trade and Plantations としに結實し、ロックもまたその一員として勤勉な努力をばらつた。^{*} ロックの思考の有する意味は社會的にも經濟的にも、深く前進的であつたことは看過しえないところである。

* 大家、『社會的基盤』三三—三三ページ。Fowler. p. 92—99.

四

さて以上のようにしてロックは、鑄貨の名目の引き上げがその所期の目的たる銀の鑄つぶしと流出の阻止に成功しないことを明らかにした。しからば名目引き上げといふ政策に反對してどのような積極的政策が出さるべきであるか。そのためにはまず觀點を國內の狀況にうつし、それを把握しなければならぬ。ロックはこれをどのように行つてゐるであろうか。まず當時主張されてゐる鑄貨の名目の引き上げは次の二つの結果を生ぜしめる、とロックはいう。第一に、『それはすべての債權者 creditors からその債權の二十分の一(つまり五パーセント)を、そしてすべての地主 landlords からその免役料 quit-rent の二十分の一を永及に奪い去るであろう。そしてすべての他の地代 rent においては、かれらの以前の契約が達する限り、その年々の所得から(五パーセントを)奪い去るであろう。』(八六ページ) なぜならば、人が契約を取り結ぶときには、同じ重さ同じ品位の貨幣がその契約満期には受け取りうるものという信頼の上に立つてゐるからである。そのような名目の引き上げはだから當然受け取るべきものの五パーセントを

奪い取ることになる。このことは人がその新しいだが軽い鑄貨をもつて市場にでかけて見ればただちに明らかとなる。今まで一九シリングで買ひえた物品は今や二〇シリング出さねば買ひえないのである（八六―七ページ）。『諸物の価格はつねにそれと交換に與えられる銀の量によつて評價されるであろう。そしてもしあなたが自分の貨幣を重さにおいてより少くするならば、それは總額において埋め合されねばならない。』（一二二ページ）けれど『諸債務を支拂い、諸物品を購入するものは銀であつてその名稱ではない』（八九ページ）のである。このような點から、ロツクは『諸意見』誌に批判を與えている（一一一―一二二ページ）。以上のようにしてロツクは、論者のいう名目の引き上げが、地主および債權者の利益の侵害となることを明確に示している。ここにいう債權者とはいかなる人々であるうかは説明されてない。當時の狀況から推察して最も重要な意味をもつていたのは、ウィリアム三世政府に對して財政資金を供給していた人々（*）（そのような仕事に従事していた金匠たちも含まれる）および商工業活動に資金を供給していた人々（*）（そのような近代的信用の活動を行つていた金匠およびそれに預金していた人々）をあげることができるのではなからうか。すでに利子に關する論文においてかれは、寡婦や孤兒を含む『資産を貨幣で持つている人々』の利益を高利貸資本たる銀行業者その他から守ることを考へていたことと同じ立場である。*

* 國家財政資金の提供者つまり國債所有者については、一六九四年設立のイングランド銀行に對する出資者が重要な役割をもつようになる。ロツクもまた五〇〇ポンドの出資を行つてゐる。Anon. p. 41.

* * 濱林、三六ページ。

次にロツクがここで地主の立場を守らうとする意向をはつきりと明らかにしているのは注目に價する。當時すでに

農業における資本主義的生産が進行し、地主が土地や耕作設備に資金を投ずることが熱心に行われた。このことは穀物輸入制限・輸出奨励金の政策にささえられて、イングランド農業の大きな発展をもたらした*。他方商工業者が資産確保のためや社会的地位獲得のため、その資金を土地に投じて地主となつてゐる。この發展は一八世紀に入つてますます明白となり、いわゆる議會圍込み Parliamentary Enclosure となつて知られてゐる。このような状況の中で、新しい商工業層に立つウィング黨は同時に農村におけるこの發展の推進策をとつた。さきふれたように國家財政(地租)の負擔者としての地主層の保護も同じく考慮せられてゐる。* ** ロックもこのような農業における資本制生産の發生と進行の様相を把握しながら、地代減價に反對の態度を明らかにしてきたものと考えられる。

* Cuninggham, p. 540—5.

** ロックは新興産業家の地主化をみている(三九ページ)。またロックの親しいウィング黨の巨頭たち(サマズ卿その他)も地主であつた。これらの點について堀、一二八ページ。Habakkuk p. 2—5 参照。

*** Cuninggham, p. 540—2.

ロックが右の地主としてあげてゐるのは、landlord, country-gentleman であつた(八六ページおよび九七ページ)。さてこのように『富裕な地主たち』によつて着手された新しい發展を、十分な効果をもつて推進して行つたのは『小借地農業者』small farmers ではなく『資産をもつた小作者』substantial tenants つまり『企業家借地農業者』enterprising farmers であつた。* ** ロックはすでに利子に關する論文をめぐり土地保有者 landholder や借地農業者 farmers にしばしば言及し、かれらが労働者を雇つて資本主義的生産にまで進んでゐることを示してゐた。そこでこ

の鑄貨の名目的引き上げに關聯してもさらにかれらについてのべている。すなわち、この名目の引き上げは『債務者 debtor あるは借地農業者 farmer にとつても何の利益もない』(八六ページ)『なぜならかれらは、自分の土地あるは諸物品に對してこの新しいより輕い鑄貨で、かれがあなたの古より重い貨幣で受け取るべきであつたと同じポンド・スターリングを受け取るのであるから、それによつて何の得るところもないからである。』(八六ページ)。ここでも明らかに借地農業者層の息吹きを見ることが出来る。

* Canningham, p. 543—4.

** ロックによればこの土地保有者は地主として landlord, country-gentleman と同じく小作者 tenant (借地農業者たち) に土地を與え地代を受け取ると考えられていると同時に、自ら勞働者を雇ひ、土地生産物を市場で賣るといふ借地農業者 farmers と同じ活動も行うように把握されてゐる。これは一般に freeholder, copyholder の一層進んだ姿ではないであろうか。このように土地所有者 landed-man の把握は一様ではない。

さて名目引き上げの第二の結果は次のことである、とロックはいふ。『それはすべての國王の歳入を五パーセント減少させる』(八九ページ) また『諸意見』誌を批判しながらロックは次のようにのべる。『諸關稅がどうならうとも、(それが今末拂いであるとは私は聞いていない) 國王は國內物産稅 excise において年三萬ポンド以上を失うであろう。なぜならある大いさのポンド、シリリング、またはペンスが法律によつて支拂われると決定されているすべての租稅について、國王は五パーセントを失うだろうからである。』(一一三ページ)そしてこのことは外國人によつて利用されるであらう。かれらはビッチ、タール、大麻の價格を五パーセント引き上げて國王に賣るであらう。それだけならまだよ

い。かれらはこの混亂につけ込んで價格の引き上げを五パーセント以上につりあげるであろう。國王の損失は大きい（八九ページ）。ピッチ、タール、大麻は船具としてイングランド貿易に不可欠のものであり、對フランス戦中においてはとくに重要な物品であつた。イングランドはこれを主として北歐からの輸入にたよつていたのであるが、* ロックがそれを例示しているのは興味深い。いづれにせよここでかれは、ウィリアム三世政府の財政收入の確保を念頭におき、その減價に對する批判を行つたわけである。

* 北歐貿易については、張、六一ページ。

鑄貨の名目の引き上げからひき出される結果についてのロックの考察および批判的思考は以上のようなものである。そこには、かれが非常に廣範な層を把え、全體的立場に立つて考慮していたことが明らかに示されていると思う。新興商工業層、借地農業者等の新しい資本主義生産の發展をきそとし、その一部面における創造者であつた地主層、あるいはこの産業發展に近代的信用を與えた一部の金匠その他の人々を全體にまとめ、イングランド經濟社會の發展の線を保え、その促進をはかろうとしたのであると考えられるのである。それゆえ利子に關する論文においても高利貸資本や一部獨占業者（二四―五ページ。ここでは織元として示されている。これは、いわゆる『都市の織元』の活動を示すものではないか）に對して批判的であつたし、またこの貨幣問題についても名目の引き上げを見込して縁刻貨幣を退藏し削り取つている人々（主として古い型の金匠たち）に對して極めて強い批判を打ち出すことになつてゐるのである。

さてこのような立場に立つロックが貨幣の名目の引き上げに反對しながら、自らはどのような對策をもつていたのであろうか。そしてそれを基礎付けているロックの貨幣についての理解はどのようなものであつたらうか。私は次にこ

のロツクの貨幣理論について學ぼうと思ふ。

五

前述せるロツクの分析の中に表明されていたように、ロツクは深く自らの貨幣把握を持ちそれをもつてかれの議論を貫いているのである。それを要約すれば次のようになるであろう。

貨幣(鑄貨)に對して價值を與えるのはそれに含まれている銀である。かれは銀を以て標準とし金貨を補助と見てゐるが、この金銀の關係については後にふれよう。さて銀が貨幣の『眞實の内在的價值 real and intrinsic value を作る』(八五ページ)という思考はこの論文全體を通じて數多く言及されている(八二・八七・八八・九七ページ)。この場合銀は『合金から分離された純銀』(八八ページ)と考へる(八二ページ)。

しからばこの銀の價值はどのようにして定まるであらうか。それは銀(そして貨幣)がどれ程の他財と交換されうるかによつて定まる。ロツクは『貨幣の引き上げは、つぎの二つの事のうち一つを意味している。すなわち、わが貨幣の價值を引き上げることか、あるいはわが鑄貨の名目を引き上げること、である』として、この前者『貨幣の價值の引き上げ』を説明して次のようにのべる。『貨幣または他のある物の價值の引き上げとは、以前ある他の物と引き換えに取られたよりも、もつと少い量のそれがある他の物と交換されるようにすることに外ならない。』たとえば五シリングが一ブッシェルの小麦を買うとして、もし四シリングが同じ一ブッシェルを買いうるとすれば『貨幣の價值は、小麦に關して、五分の一だけ引き上げられている』ということになる。『かくの如く、あなたがそれを比較し、または

引き換えにそれを交換しようとするある他の物の豊富、缺乏、またははけ口に比例しての、それ〔貨幣〕の豊富または缺乏の比率以外には、何物もあなたの貨幣の價值を引き上げたり、あるいは引き下げたりすることはできない。』(八二ページ)ここに示されているように貨幣の價值とは他の物品に對する貨幣の購買力であり、それを定めるものはその物品の量あるいははけ口と比例させた貨幣の量であるとされている。ここでははけ口 *vent* という概念は物に對する欲望と考えられよう。このような貨幣價值の把握の對度はいわゆる貨幣數量説の考え方に通ずるものであろう*。

* 拙稿、六九—七〇ページ。

さてロックは右のような貨幣價值とその變動の問題をこれ以上追求しようとせず、それと同じ論理的操作を銀と銀との比較という方向にすすめている。これは一般に主張されていた『鑄貨の引き上げ』がその『價值の引き上げ』ではないということを明らかにしようという目的からであつた。すなわち、論者の主張する『引き上げ』とは一クラウン(五シリング \equiv 六〇ペンス)を五シリング三ペンス(六三ペンス)とすること、つまり新クラウンには從來よりも二〇分の一だけ少い銀を含ませることである。そのような場合に新クラウンが現在のクラウンと同等の物品を購入することができるならば、論者の主張するように、一クラウンは二〇分の一だけ『價值が引き上げ』られたということになる。しかし新クラウンが現在のクラウンと同等の物品を購入しうることはない。それは從來より二〇分の一だけ少い物品を購入しうるにすぎないのである。すなわち銀と銀とを比較してみれば、同一量の銀はつねに同一量の銀と相等しい價值であつて、二〇分の一だけ少い銀が從來の銀と比較されたとき同價值であることはできない。鑄貨の價值はその中に含まれている銀の量の多いか少いかによつて定まるものである(八二・八三・八五・

九二ページ)。このようにロッキは當面の問題に對して、鑄貨の價值はその金屬實體の中に存すると把握し、その銀の量によつて鑄貨の價值が規定されるとしている。この場合銀の量というのは、さきに示したような『銀の豊富または缺乏』という場合の銀の量とは異つた意味を持つ。ここでは名目の引き上げの主張に對して、銀の量が相等しいのであるから價值の引き上げとはならないとロッキは反論しているのであり、その銀の量という場合には現在のクラウンと名目が引き上げられた新一クラウンとの中にふくまれた銀の量が比較され、その多少によつて鑄貨價值の大小が定まるとされている。それゆゑここでは、銀が他の物品との對比の中におかれ、その銀の數量の變化に應じて鑄貨の購買力の變動が生ずるといふ考察にもとづく銀そのものの購買力の變化といふことはロッキによつて全く問われなかつた。そしてむしろ銀といふ金屬實體そのものが價值をもつのでその銀の量の多少が鑄貨の價值を規定するといふ方向にすすんで行つたものと考えられる。

このような金屬實體をもつてする貨幣價值把握の立場は鑄貨制度についてふれている時にもよく示されている。すなわち、鑄貨『に關する製造所であり、すべての相違を作るところの鑄貨制度は、』は『自由鑄貨令が存在して』その費用が一租税をもつてまかなわれており、地金持參者に對しては『何の費用もかからないのであるから、』『價值の相違を作り出すことは出來』ないのである(九三ページ)。名目や刻印が銀に對して『何らかの新しいあるいはよりよく質 qualities を付け加えうると示されない以上』(八二ページ)このような方法によつて『銀の内在的價值が變更されることはない。』(九二ページ)すなわちどのような名目や刻印をそれに付そうとも一定量の銀は一定量の銀と相等しい價值であるとロッキは強調する。『一オンスの銀は、ペンス、グロート、またはクラウン貨、スタイヴァとしてで

あろうと、あるいは地金としてであろうと、ある他の一オンスの銀と、それがどんな刻印、または名目のもとにあるうとも、相等しい價值であり、つねに永久に相等しい價值であろう。』(八二ページ)そして『諸物品を買い諸債務を支拂うのは銀の量なのであつて、それに付せられた刻印や名目ではない』(九七ページ)のであるから、名目の引き上げによつてこの銀がより多くの銀と同等であるとされ、より多くの物品を買いうるようにすることができない以上、それによつて鑄貨の『價値の引き上げ』になるとは考えられないというわけである。

これに對して引き上げ主張者はいう。現在標準より五パーセント軽い削損貨幣が標準の縁刻貨幣と同じだけの穀物、衣料、ぶどう酒を買つてゐる。それゆえロックのいう法則 *the law of the market* はあやまつており、『貨幣に對して價値を興えるものは銀の量ではなしに、その刻印と名目である』ことは明らかである、と(九四ページ)。これに對してロックは次のように答えている。『人々は、十分な重さの貨幣であるところの、良い合法的な貨幣を受け取るようになるという規定の上に立つて、標準に従つてかれらの評價と諸契約を作るのであり、かれらがその國の流通貨幣を受け取つてゐる間は、實際にかれらはそうしてゐるのである。』(九四ページ)まさに鑄貨制度は政治社會 *political society* においてこれを保證するものであつた。すなわち『刻印は、そのような名目のもとで、かれらはそのような重さと、そのような純分の一個片を受け取るべきこと、すなわち、かれらがそれだけの量の銀を受け取るべきことの、公共の一保證であつた。』王權 *royal authority* はこれを公共の信義 *public faith* に對して保證してゐるのであつて、偽造はそれゆゑ反逆罪に價するとされてゐるのである(八八―九ページ)。そこでこのような『公共の信義』に立つて人々が削損貨幣を標準と同じものとして受け取り相互の交換をちゆうちよなく行つてゐる間は、それらが『國內でいかなる物の購買

に關しても等價 equivalent であることは明白である』(九四ページ)。しかるに削り取りが激しく削損貨幣が非常な數となり縁刻貨幣がなくなつてきたときには、人々は兩者の間に『價値の相違』をおきはじめ兩者相互の交換は等しく行われなくなるであらう。このことは外國商人によつて明らかに示される。かれらは代金を自分の國に持ち歸るのに銀を以て評價するのであるから、削損貨幣と縁刻貨幣との間の等しい交換ができなくなれば、契約を後者で行うかあるいは物品の價格を引き上げるであらう(九五・九六―七ページ)。このように公共の信義が經濟の運動の中で一般にうち破られた狀況では、削損貨幣を受け取るとすればそれは『契約が良く行われず』『詐取された』ことを意味しており(八九ページ)、『強奪が削り取りによつて公共に對して犯されている』ことになるわけである(九七ページ)。かくして論者のいうような削損貨幣と縁刻貨幣とは同一名目ゆえに同一價値をもつという主張は正しくなく、その價値を與えるものは銀の量であることが明らかにされるのである。

同じような論據に立ちながら『諸意見』誌は引き上げを主張する。すなわち、現在銀地金一オンスの價値は造幣局では五シリング二ペンスであるのに、他の場所(ロッキはこれをロンバート街 Lombard-street としつゝいる。一一五ページ)では五シリング四ペンスである。それゆゑ造幣局において『一ペニイの超過價値 a penny over-value をそれに與えて』五シリング五ペンスとすれば、地金は最も多くを與える造幣局に運び込まれ、鑄つぶしも防ぐことになるであらう。つまり名目を引き上げることによつて鑄貨はそれだけ高い價値をもつようになるうという論據に立つて、引き上げにより鑄つぶしを防止できると主張するのである。ロッキはこれに對して次のように答える。もし今の標準に従つて論者の説明をたどると、一オンス(四八〇グレイン)の銀地金はロンバート街にては四九六グレインと相等しいとさ

れ、さらに提案されている如く引き上げを行えば四七二グレインと相等しいとされることにならう(一〇六・一一五ページ)。ロッキは金屬實體の量によつてその價值を把握しようとするのであるから、標準に従つてその重量を計算し、このように重量の相違する銀を相等しいとする不合理は全く明らかであると答えているのである。そしてさらに、提案のような引き上げがなされた場合、縁刻一クラウン貨(五シリング)が新一クラウン貨と相等しく流通されるはずはない。それは五シリング三ペンスとして流通されることになるであらう。とすれば、新クラウンも舊クラウンも同じく重さによつてその價值を定められ、必要に応じて鑄つぶされるといふことには何のかわりもないことになる。またそれに應じて物品の價格は騰貴されるであらう。このような狀況はつまり貨幣の價值を定めるのは結局その中にふくまれる銀の量であつて、名目ではないことを示しており、名目の引き上げにもとづく改鑄の負擔が何の意味ももたなかつたことになるわけである(九二・一〇三ページ)。以上のようにロッキは金屬實體が價值を定めるといふいわゆる金屬主義的貨幣把握を貫いて引き上げ主張者に答えたのであつた。

かくして論者のいう『貨幣の引き上げ』とはつまり『名目の引き上げ』を意味するにすぎないのである。すなわち『昨日には一クラウンの一部分つまり二十分の十九にすぎなかつたものを、今日はそれを一クラウンと呼ぶことにならぬ。』しかしもしそれによつて鑄貨の價值を引き上げることができるとすれば、『たつた一ペニイでも、一クラウンと呼ばれば、六〇倍も多い銀を含む一クラウン貨と同じだけの香料や絹その他の物品を買うことになるであらう。』そのような不合理はあまりにも明らかである(八三ページ)。ロッキは同じような批判の言葉を九三・一〇五ページにものべている。この批判はさらに鋭く論者に迫り、いうところの『鑄貨の引き上げ』は削り取りと全く同じこと

であると指摘する。すなわち、『もしより少い量の銀に對して古い名目を保つことがあなたの貨幣を引き上げることであるならば、(實際にはそれは、あなたの鑄貨をより軽くするというこの計畫によつて、それに際して起り、また行われうるすべからざる)とすれば削り取り人たち *chipmunks* は十分にそれをやつてきたのである。そしてもしかこれらの商賣 *trade* が、近頃のような率で、もう少しの間續き、そしてあなたの縁刻貨幣が鑄つぶされて〔國外に〕運び去られ、もはや鑄造されないとすれば、あなたの貨幣は、新貨幣鑄造の費用をかけずに、そのような類の工匠たちにより、約五パーセント引き上げられることにならう。その時にはすべてのあなたの流通貨幣は削り取られ、今まで通りその以前の名目を保持してはいるが、標準よりも約二十分の一より軽くされることになるのである。』(九三―四ページ)かくしてもし名目の引き上げがわが鑄貨の鑄つぶしと流出を阻止できるといふならば、『あなた(若干の、人々がばからしく想像するように)あなたの貨幣保持のために、削り取り人たちにお世話になつたらよろしいであらう』ということになる(九三―一〇三ページ)以上のようにロックは自らの貨幣把握に立脚して名目引き上げ論に對して激しく追つたのであつた。

さてこれまでの論述においては銀貨の引き上げを考察してきたのであるが、さらにより現實性をもつた引き上げの方法がある。すなわち金銀のいずれか一方を『法律によつて、他方に比して、その自然的價值 *natural value* 以上に引き上げる』(九七ページ)という方法である。しかしながらこの方法とても前述の銀貨の名目の引き上げと同じ悪結果をもたらす。何故であらうか。ここでロックは金銀複本位制の分析を行うと同時に貨幣の本質にふれた論議を展開する。

金は銀よりもはるかに少量しか存在しないので、銀よりもはるかに高く價值を與えられている。現在一ギニは銀で二一シリング六ペンスとして通用している。約十五倍半である。『これが今銀に對する金の市場率 market-rate なのであるから、もし制定される一法律によつてギニの率がより高く（たとえば二一シリング六ペンスに）定めらるべしとすれば、それらはまさしく引き上げられるであろうが、王國にとつては損失となるであろう。なぜならこの法律により、金はその自然的價值以上に五パーセント引き上げられるのであるから、外國人たちは、自分たちの金をわが國に送り、そうして五パーセントの利潤で、またそれだけわれわれの損失で、わが銀を持ち去ることが價值あることを見出すであろう。』（九八ページ）かくしてわが國の銀は流出してしまふことになる。逆に銀貨の名目引き上げを行えば、銀の流入と金の流出をひき起すことになる。勿論いずれにせよ法律によつてその自然的價值以上に引き上げられた『超過價值』over-value 分だけが國にとつて損失となるのである（九五・一〇〇ページ）*。

* 以上のようなロツクの説明は、當時のイングランドからの銀の流出を解く一つのかぎを與える。事實、當時金は銀よりも高く評價されていたため、金がイングランドに流入し銀が流出されていた。山下氏は銀流出の原因の『少くとも一半を、かかる爲替取引に歸屬せしめ』うるとして、詳細な解明を興えられている。（同氏、六九―七一・七三ページ）ロツクは當時のイングランドの銀の流出の原因についてこの部面から説明を行つてはいない。

さて金銀のうちいずれの方法を選ぶべきであろうか。銀貨よりも金貨の引き上げによる悪結果がより容易に把握される。イングランドでは記帳や計算は銀貨の單位をもつてなされているから、金貨の引き上げによる不利はたやすく感得される。しかし金に對して銀の支拂いは拒否できないのであるから、わが國にとつての損失はまぬかれないこと

となる。これに對して銀貨の引き上げは金の流出、銀の流入という逆の不利を生ぜしめる。その場合には低評價された金の所有者はそれを支拂わずに死藏するであろう。それは交易にとつて何の利益にもならない。さもなくば法律の定める率以上のものとして、つまり自然的價值（市場率）で通用するであろう。法律は何の意味もたないものとなる。かくして、このような引き上げを定める法律は國にとつての損失かあるいはその法律の無効を生ぜしめるにすぎないこととなる（九八一—〇〇ページ）。

かくの如く金銀はその比率を變動するのであるから、兩者に法定率を定め金銀複本位制を行うことは、その國民にとつて損失をまねくにすぎない、とロッキはのべる。それでは金貨は無用なのであるか。否とロッキは答える。その重さと品位とを示す刻印を付した金貨を流通せしめよ。そしてその價格は『他の諸物品と同じく、それ自らの率を見出すようにせよ。』（一〇二ページ）その率は法律によつて確定すべきではないのである。

以上のような解明の結びに、ロッキは次のごとくべている。それはかれの價格論を明らかに表明しているように思われる。『ある物の價值、あるいは價格は、それが相對立するようになるある他の物に對してそれが有するそれぞれの評價にすぎないのであるから、一定量の他方と交換されるであろう一方のものの量によつて知られうるのみである。自然には、その比例と效用 proportion and use が變化しない二物はないのであるから、それらの間に一つの不動の規則的價格を定めることは不可能である。』（一〇二ページ）そうして銀の分銅と海綿とを相對する皿にのせて秤つて見れば、その今日の均衡は明日の均衡にならない、という例示を用いて、金銀相互の交換比率變動を説いている。つまり二物間の交換比率は常に市場において變動し、經濟社會の運動の中で『市場率』としてそれぞれの價格が定められ

てゆくのであつて、これを法律によつて規定することはできない、といふのである。この思考はすでに『自然的利子』の考え方に示されていたように、^{*}經濟社會の運動をそれ自體の自律的法則として把握しようとしているロックの方法をここでも明らかに示していると言えるであろう。またこのような金銀の交換比率の解明はすでに利子に關する論文の中で與えられた財價格の需要供給による決定の説明と同じ理論的しくみによつて行われていることは明らかである。^{**}

* 拙稿、六四—五ページ。

** 同右、六八—九ページ。

それでは右の價格變動に影響を及ぼす原因は何であろうか。ロックはこれを次のように指摘している。『もし「交換される二物の」いづれかが市場（それによつて私は、それらを取り引き *market* で手に入れられるべきところの通常の場所を意味する）において、豊富になつたり缺乏したりすることや、あるいはその眞の效用、またはその場所の流行の變化が、それらのうちのいづれかを以前よりもつと多く需要されるようにすると、當然ある二物のそれぞれの價值は變動する。』（一〇二ページ）また『それらの比例、あるいは效用は、變動するかもしれない、否、不斷に變動するのであり、それとともにそれらの價格は變動する。』（一〇二ページ）とのべられている。前の文中では物の量が需要を變化させるように説いているけれども、利子に關する論文中に示された説明とともにロックの考え方をたどつてみれば、價格變動の要因が交換される二物のそれぞれの量とそれはけ口（この文中では『需要』として）に存するとして」と理解してよろしいであろう。この場合はけ口や需要とはその物に對する欲望を意味している。しかしロックはさらには

け口を貨幣の裏付けをもつたいわゆる有効需要として扱えてもいるのである。このような場合には明らかに需要供給による財價格決定の理論的解明を示しているわけである。

* 拙稿、六九ページ。

ロッキはこのような變動の原因を金銀交換比率變動の理解に用いているのであるが、この場合には金銀のはけ口（つまり金銀に對する欲望）に全くふれられていず、むしろ金銀の量によって兩者の比率が定められると理解しているように見える。すなわち、金銀は貨幣として最も適した材料とされてきたが、『しかし世界においてこれらの金屬の豊富さについて一大不比例があるので、一方はつねに他方よりもはるかに高く價值付けられてきた。そこで一オンスの金は數オンスの銀と交換されてきた。』（九八ページ）としているのである。このような貨幣比率の理解は、その價值が數量によつて規定されるといういわゆる貨幣數量説の理解に通じていると考えられる*。

* 拙稿、六九—七〇ページ。

しからば金銀比率の變動に際して考慮すべきは、金の側のみならず銀の側にも同じく存在しうるはずである。事實そのような銀數量の一〇倍の増加がその價值の一〇分の一の下落をもたらしたとすらロッキは利子に關する論文中に指摘したのであつた（四七ページ）。しかるにロッキは今對象としてゐる金銀比率變動については、ふたたび銀という金屬實體の價值を規準とし、いわばそれを不變に保ちながらそれを尺度として金の價值を測らうとしてゐるように見られるのである。このような思考は本節の始めのところで鑄貨中の銀そのものの價值を探究するときのかれの説明をたどつた際に見られたところであつた。すなわち、銀の價值はその金屬實體の中に存しそれによつて價值の大いさも

定まるとする金屬主義の立場を一貫しようとする思考である。そのような立場からここでも金の數量とその銀に對する比率の變動を説きながら、それを一そう論理的に進めて銀の側の變動にふれるという道をうち切つてしまつてゐると考えられるのである。ロツクは銀を規準としながら、金銀比率の法定の不可能なことを次のようにのべている。

『銀は、多くの理由で、この「商業の」尺度となるのにすべての金屬のうち最適であり、それゆえ一般に貨幣として用いられている。しかしそのとき、金、またはある他の金屬が、一つの定まつた・規定された率で、流通・法定貨幣とされるべしとすることは非常に不適當であり不便である。これは諸物の變動しつつかある價值に法律によつて一つの率を定めることであり、それは正しくなされえず、私が示したように、それが效を奏する限り、それが實行される國に對して不斷の損害であり不利なのである。』と(一〇一ページ)。このようにしてロツクは金銀複本位制を反論しているのである。

さらにロツクは貨幣の本質にふれて次のようにのべる。すなわち、『貨幣は商業の尺度であり、あらゆる物の率の尺度である。それゆえ、(すべての他の尺度のように)できる限り安定して不變に保たねばならない』のである(一〇〇ページ)。そして、『すべての流通貨幣が全く同一の金屬によるべきこと、および種々の種類は同じ合金により、どれもより低位の混合物によるべからざること、および一度このように規定された標準は、不可侵的に不變に永久に保たるべきことが、どの國の利益でもある。』(一〇三ページ)と。このような貨幣の把握は、銀の金屬實體に價值をおき、それを規準とし、それゆえにその重量と名目の確定・維持が重要であるとするかれの全思考を單的に表明したものである。名目引き上げ主張者に對する批判を一貫して、かれのいदैいていた貨幣把握は、當然銀重量と名目の堅持と

いふ積極的主張となつて右のように示されたわけである。

六

以上が『わが鑄貨の引き上げについて』の中に示されたロックの貨幣理論であり、かれはそれを堅持しながら一貫して、一般に主張された名目の引き上げ政策に批判を浴びせたのであつた。そしてこの考え方は、この論文がささげられたサマズ郷をはじめとするウィッグ黨の首脳部つまり當時のウィリアム三世政府の判断に強い反映をもち、その政策のよつて立つ基底となつていたものと考えてよろしいであろう。本稿第二・三節で示した如き、貨幣の状況は依然として進行しつづけた。またこれとともに銀流出に對する非難はくり返して行われ、議會では銀地金流出防止のためにはしばしば立法が企てられたが、いずれも法令成立にまで至らなかつた。すなわち、一六九一年一月二三日の法案、あるいは一六九二年一月八日の法案がその例である。^{*}この法案がどのような内容をもつものであつたかを知ることができない。しかし後者の法案はサー・リチャード・テンプル Sir Richard Temple 1634—97によつて提出されたものであり、かれの思考から推察すれば、^{**}明らかに鑄貨名目の引き上げを主張したものと思われる。

* Ruding, II. p. 379—380.

** 一六九六年、改鑄實施の中で、かれはロック批判の小論文を發表している。本稿末の文獻表を参照。

またトリー派が多數を占める當時の議會においては、本稿第三節でみたところの一六九〇年委員會の報告に示される如く、名目の引き上げが論ぜられ立案せられたと推察してもよろしいであろう。しかしながらロックの思考を考慮

していたウイリアム三世政府の判斷はこれらの法案をしてつねに不成立となさしめ、政府の實施するところに至らなかつたものと理解できるのである。

このような狀況は一六九四年に至つて、新しい要素を加え、新しい局面に展開した。新要素とは一六九四年のイングラント銀行設立である。^{*}フランスとの戦いにおけるウイリアム三世政府に對し一二〇萬ポンドを與えてその財政的危機を救わんとするのがその主要な目標であつた。と同時に當初は四八萬ポンド、ひきつづきそれを超過するようになつた多額に上る銀行券の發行が行われた。これは當時の貨幣不足に對する大きな緩和であり、商工業に資金を提供しその活動を促進した。がしかし一方巨額の紙幣の發券はインフレーションの作用をなし、金銀の市場價格の下落・銀行券價格の下落・物價の急騰となつてあらわれた。事態がこのように急迫してはじめて議會は激しい討議のすえ、一六九五年、貨幣改鑄實施を決定するにいたつた。^{**}この間ロックはサマズ郷らのため第二論文(拙稿五五ページ)を執筆し、さらにラウンズの提案(名目の引き上げを主張)に對して、ふたたび自らの見解をのべ、ラウンズの書物を遂一批判した。これが拙稿五五ページに示した第三論文である。一六九五年一月一議會議は解散され同月二二日召集された新議會は前議會とことなりウィッグ黨が多數を占めた。かくして一六九六年一月二三日から改鑄が實施に入つたのであるが、その方法はほとんどロックの見解をその基礎とし、縁刻貨幣の重量と名目は從來のまま維持されることとなつた。こうして一六九九年に至るまでその間の多くの困難と議論とを包含しながら、この大改鑄が實施されていつたのである。

* Tenyearyear, p. 114—8.

* * 改鑄實施の狀況については主として Rüdiger II. p. 384 ff. 山下、七九ページ以下を参照した。

私は今ここでそのような狀況の中でのロツクの生活とかれの思考の展開にさらにたち入つて學ぶことはできない。それは私の次の勉強の主題となる。それゆえここでは、以上第五節までに學んできたように一六九三年までのロツクの思索をふりかえり私の問題とした諸點についてまとめてみようと思う。

まず第一にロツクがこの論文中にはつきりと示しているのは、貨幣についての金屬主義的理解である。すなわちかれは、鑄貨の價值はその金屬（かれは銀を考へている）實體の中に存し、その量によつて鑄貨の價值が定まる、と把握してゐる。それゆえ同一量の銀は同一量の銀とつねに（永久に、とすらロツクはいう）相等しい價值であり、それにいかなる名目を付したところでそれによつて鑄貨の價值を變へることはできない、と名目引き上げ論者を批判し、さらに商業の尺度でありあらゆる物の率の尺度としての銀貨は、すべての尺度がそうあるべきごとく、確固・不變に保たるべしと主張してゐるのである。このような思考はすでに利子に關する論文の中に示され、かれの理論展開の重要な環となつていたのである。そこでは次のように理解されていた。^{*}すなわち、金銀は人々の一般的同意により一つの想像的價值を與えられ、共通の保證物、つまり價值の保證物となつた。そこで貨幣の蓄積は富の獲得なのである。そして交易には一定比率の貨幣がその運営に必要であり、その減少は種々の過程を通じて交易の減退、國富の減少をひき起す。それゆえ交易の維持發展にとつて金銀の獲得が必要なのであるが、それこそ貿易差額によるべきなのである。このため國民の勤勉による産業の振興と外國產消費財の儉約・質素が主張される。このようにしてかれの理論的體系と重商主義的政策が、貨幣（金銀）をその中核として統一的に把握されていたのであつた。すなわちここで貨幣は商

品流通の中で價値の保證物としてあらゆる富の獲得を可能ならしめるものであり、その運動の經過を中心とし經濟社會の全發展が組み立てられてゐるわけである。つまりそこでの貨幣は『抽象的富の定在として』『流通の結晶した產物としての形態規定性』の中で把握されてゐるのである。*

* 拙稿、六六一八・七四一五ページ。

** Marx s. 153-156.

このような貨幣把握をもつて當面の貨幣狀況に相對したロックは、金屬實體をもつて貨幣價値の存する根基であり、その維持を主張するという金屬主義的理解を堅持し、一貫するという態度をとつたのであると理解しうるであろう。そしてこのようなロックの方策が、當時のイングランド社會における新しい資本主義的生産の線にそい、そこで活動してゐた新興商工業層、借地農業家および當時の農業の發展に力をそそいだ地主層、あるいはまたそれらに信用を與えた貨幣所有者たち、最後にウィリアム三世政府、このような廣範なそしてイングランド社會における前進的に活動的な人々の支持を目指してゐたのであつた。いわばこのような經濟社會の全體的把握とその理論的分析の重要な礎石として、かれの金屬主義的貨幣把握があり、それを土臺として當面の貨幣狀況に對するかれの具體的解明と主張が生れてゐると言えるであらう。

さてロックの貨幣把握はさらに深く市民社會の構造にねざしてゐるのであつて、かれは『統治に關する二論文』の中で、貨幣の發生とその所有の不平等を説いてゐるのである。私は今ここでさらにこの點について深く理解し、ロックの政治哲學—經濟理論—重商主義政策を統一的に把握しうる力をもつていない。このような理解を深めることを私

は次の勉強の課題の一つとしたいと思う。^{*}

^{*} 羽鳥卓也氏は鋭い方法をもつてロックの廣い體系を分析せられてゐる。私は氏のロック理解に多くを學ぶことができた。

『統治に關する二論文』におけるロックの思考については、氏の論文第二・三節にその理解が示されている。

さて次の問題はいわゆる貨幣數量説と呼ばれるロックの貨幣把握である。本稿第五節でかれの見解をたどつていつたときに學んだように、かれは貨幣の價值はそこにある銀に存するとしながら、その銀そのものの價值(貨幣の購買力)の變動が問題とならうとするそのときにはいつもその直前で立ち止り、ふたたび銀という金屬實體が價值を持ちその銀の量によつて貨幣の價值の大小も定まるのであり、價值の尺度としてそれは確固不變に保たるべきであるとしてゐる。いつもこのような場合に貨幣(銀)の購買力に觸れようとして觸れていなかつた。

貨幣の購買力という意味で貨幣の價值を把握、それが貨幣數量に依存し、さらに物價と貨幣量との關聯を問題とする貨幣數量説的把握は、利子に關する論文においてより進んだ説明が與えられていた。それは次のように行われている。ロックはこの問題をまず需要供給による價格決定の分析からはじめてゐる。財の價格はその財の量とはけ口 *vent* との比率によつて規定されてゐる。はけ口とはその財に對する人々の欲望である。そこで『それ自身と、あるいは一つの不變的尺度と比較された、ある物の價值は、その量がそのはけ口に比例してより小さくなるにつれて、より大きくなる。』(四〇ページ)つまり量が少くなりその財に對する人々の欲求が大となれば、その財は高く評價されるようになるのである。さて次に二つの財が交換される場合を考えてみよう。そのときには二財それぞれについての量とはけ口が考量されねばならない(四〇ページ)。二つの財の交換比率あるいは一財がどれだけの量の他財と交換されるか

(この比率をロックは市場價值・價格、あるときには價值と呼んでいる)を規定するものは、二財のそれぞれの量とはけ口、つまり四つの要因があるわけである。

次にロックは貨幣(この場合、銀と考えている)もまた一つの財として、右と同じ價值の規定をうけると考える。しかし貨幣に對する人々の欲求はつねに同じであり、それはいつも欲するとき諸財と交換して富を得ることができから、そのはけ口は『つねに十分であり、あるいは十分以上である。』そこで貨幣の價值を規定するときには、そのはけ口を考慮する必要はない。ただその量だけがその價值を規定することになる(四〇・四五ページ)。そこで貨幣の『缺乏が大となるにつれて、その價格を高め、奪い合いをつのらせる。その不足をたやすく補うような物は他に何もないから、その量を減ずることは、それゆえ、いつもその價格を増大させ、等しい割合の貨幣をより大きな他の物と交換させる。』(四〇ページ)ロックは貨幣の『價格』という表現をとつていて難解であるけれども、その意味するところは財價格の場合と同じくつぎのように理解できよう。貨幣のはけ口、つまり貨幣に對する人々の欲求は十分なのであるから、その量が減ずれば、それに對する人々の評價は高められる。そこで同一物に對してはより少い貨幣で交換されうることになる、と。この貨幣がある一種類の財と交換される場合をさらにたずねてみよう。その場合に兩者の交換比率を規定する要因は次の三つとなる。すなわち、その財の量とはけ口、および貨幣の量である。これら三つの要因の變化につれて、財の價格・貨幣の價值(つまり貨幣の購買力)は變動を生ずることとなる。それについてロックは次のように説明している、『一オンスの銀とある他の財の價值の間にはどんな固定的な比例もけつしてない、ということになる。なぜなら、その國の中でその〔貨幣の〕量が變動するか、あるいはその財がそのはけ口に比例してのその

量を變化させるかするので、それら各々の價值は變化する、すなわち、一方のより少量は他方のより多量と取り引きされるだろうからである。』(四〇ページ)このようにロックは變動のプロセスを二つに分ち、一方は財における量とはけ口の變化、他方は貨幣における量の變化として説明している。そして貨幣量の變化にもとずく價格(および貨幣の購買力)の變動の説明に當つては、いつも財の側における量とはけ口の比率は一定として説明が行われている*。すなわち次の如くである。ヘンリー七世 Henry VII の時代(在位一四八五—一五〇九年)に一ブツシエルにつき六ペンスの小麥は今では五シリングしている。『その理由はつぎのことである、すなわち、世界には今や(西印度諸島の發見がそれを豊富にしたので)そのときあつたよりも、十倍も多くの銀があるので、それは今、その當時あつたよりも十分の九より少いねうち worth であるということである、すなわち、それは今や十分の九だけより少いある財と交換されるであろう、そしてその財は、それが二〇〇年來そうしてきたように、そのはけ口に對して同じ比率を保っている財なのであるが、そのようなことは、すべての他の財のうちで、小麥が最もよくそうしてきたように思われる』と(四六—七ページ)。このように小麥の量とはけ口とは一定として、貨幣量の増加は比例的に小麥の價格を騰貴させる、と把握されている。同様の説明(ただし比例的關係があるとはのべていない)は四〇・四五ページにも見られるところである。

* Emrich. S. 53—4.

さて實際にある財と貨幣との交換を見るとき、右のことは一そう明らかとなるであろう。ここでは、財のはけ口(つまり人々の財に對する欲求)は貨幣の裏付けをもつたいわゆる有効需要となつてあらわれ(三〇—一ページ)、ある量の財とある量の貨幣とが對置されている。それゆえこのような事實を直接説明することになるとロックは、財につい

て量とはけ口の比率を問題として考察せずに、ただその財の量と貨幣の量とが對比されて價格を規定すると見ないわけにはいかなかつた。『土地の價格の騰落は、他の諸物と同じく、その取り引きのために豫定された貨幣の量に比較しての、賣りに出される土地の量に依存している、あるいは、要するに同じ事であるが、買い手と賣り手の數に依存している。』(五三ページ)すなわちある財と貨幣との交換においては、それぞれの量、つまり買い手と賣り手の數によつてその價格が定まるといふ把握にまで進んで行つてゐるのである(三〇・三一・三九ページ)。このような把握からすれば、諸財に關聯しての『貨幣の價值は、それらの物の豊富か缺乏に比例しての、貨幣の豊富か缺乏にのみ依存してゐる』と理解されることにならう(三一ページ)。

以上のような一財と貨幣の關聯における貨幣量と財量との對比は一般化されて、さらに一國全體や全世界の場合にはより明らかに示されることとなる。^{*}すなわち一國における貨幣はその國の全交易と對置され、全世界の貨幣は全世界の交易と對置される。『貨幣の價值は、一般には、世界における全交易に比例せる・全貨幣の量であるが、ある一國內の貨幣の價值は、現在の交易に比例せる・その國內の流通貨幣の現在量である。』(四九ページ)そこである一國內にある貨幣の量が不變とすれば、『その貨幣のある量は……ある比率の交易を、大小いづれにせよ、運営するに役立つであらう。』(四八ページ)しかし全世界が交易によつて結ばれてゐる現在では、その國の貨幣量を不變に保つことはできない。すなわち鑛山からの銀の供給はその損耗を超過し、『貨幣の量は、他の諸財に關して、日々より大となり、その價值はより小となるからである。』(四八―九ページ)このようにしてロックは貨幣の價值(その購買力)がその數量によつて規定されるという把握にまで進んでおり、さきに例示したようにそこに比例的關係すらあると見てゐるし、また

貨幣が中立的性格を持つと理解しているようにすら受け取れるのである。

* Emrich, S. 54—5.

このような貨幣數量說的把握はどのようにして生れてきたものであろうか。すでにロックは貨幣が流通の結晶體としてあらゆる富の獲得を可能ならしめる價值の保證物であると把握していた。と同時にそれは『その流通にさいして、交易の各種の車輪を運轉する』(二ページ)、『共通の交易』(common barter) (二二ページ)として、つまり流通の手段としても把握されているのである。そして財の價格決定の機構についてと同じ論理を以てその交換の行われる運動の中で貨幣の價值を定めようとするときに、貨幣の價值とはそれがいくらの量の他の財と交換されるかという貨幣の購買力を意味するものとなり、さらにそれは一國內あるいは全世界の貨幣量によつて規定されると説明するにいたつたのである。以上學んできたロックの説明をこのように理解すれば、貨幣數量說的把握發生のプロセスを私はその中に學ぶことができるように思う。

さてこのような貨幣價值の把握からすれば、それを不變に保つことはできない。けだしその量の増加はその價值(購買力)を減少させるからである。『しかし貨幣は、他の大部分の財よりも、より少く消費されたり増加されたりする、すなわちもつとゆつくりとある國の自由な商業から取り去られたり、その中に持ち込まれたりする。それでその量とはけ口との比率は、たいていの他の財におけるよりも、もつとゆつくりと變るのである。そこでそれは一般に、すべての物の價值を判斷するための、一つの不變の尺度とみなされており、とくに鑄貨制度においてその重さと名目によつてそれに適應されているのである。』(四四ページ)そこで人々は財の價值の變化を測るに銀の量、つまり價格を

もつてするわけである。かくして銀は短期においては諸財の價値の尺度として適し、長期においては小麦がそれに適しているという説明がのべられることとなる(四七ページ)。このような把握は『わが鑄貨の引き上げについて』の論文中に見出しえないところであつた。そこではむしろ、銀の金屬實體が價値を持ち、それゆゑ鑄貨の中にふくまれる銀の量とそれに付された名目は不變に保たれるべきであるとしていたのである。そして右に見たとき銀の價値變動については、それがまさに問題とならうとするところまで分析が進められていながら、ついに全くふれられないままであつた。不變に保たるべき價値の尺度としての鑄貨を對象としその重量と名目の維持が主張されているその時にあつたつて、鑄貨價値の擔い手である銀の價値變動を問題とすることは、『常識に矛盾する』^{*}といえるであらう。ロツクはこのよるな『困難』^{*}を直正面から意識し分析しようとはしては^{*}い^{*}なかつた。

* Marx. S. 113.

** 以上のようなロツクの態度からして、マルクスはこの状況を、貨幣數量説が『ロツクによつて、あるときは肯定され、あるときは否定された』と把握してゐる。Marx. S. 156.

しからばこの困難を打開し、右の問題を理論的に解くべき道は、ロツクによつてどのように與えられているのであらうか。かれは次のような理解を示している。『一オンスの銀は、その内在的^{intrinsic} worth におつて、あるいは世界の全般的交易との關聯において考察されれば、別の一オンスの銀と^{いつともあひ等しい}價値 equal value であることは、確かである。しかしそれは、同時に、世界の様々の地方において、同價値ではないのであつて、その交易に比例して、最も少い貨幣の存する國で最も^{the most} 多うちがある。それゆゑ人々は、別の所で十八また

は十九オンスの銀を受け取るために、ある所で二十オンスの銀を與えることができるのである。』(五〇ページ)この文章の前半の部分では『わが鑄貨の引き上げについて』の中で示したロッキの貨幣把握と同じく、銀と銀とはその價值において相等しいとされている。このことからかれはさらに次のごとくいう。『かわせの騰落につれての平價 the par を評價しうるためには、内在的價值 intrinsic value、すなわち、それをもつてかわせ手形を計算し支拂わせるところの、二國の諸鑄貨中にいくらの銀があるか、を知ることが必要である。』と(五二ページ)。まさしく鑄貨の内在的價值はその金屬實體たる銀に存在するという把握に立つている。このようなそれ自體價值をもつ貨幣が交換の中における財價值測定の尺度となされるのである。そしてさらに貨幣がその交換を次々と媒介し流通の手段として運動する狀況を見ると、その價值はそれ自體にふくまれる大きさによつてではなく、數量によつて規定をうけてくるわけである。このときには流通する諸財に相對する貨幣はそれが必要とする價值だけをもたねばならない。このようにして鑄貨自らの金屬にもつ價值ではなくして、價值の章標として、その流通數量に規定された價值をもつようになる」と理解される。ロッキの右の文章はつまり、『價值尺度』としての貨幣と『流通手段』としての貨幣との統一的理解の必要を教えているように思う。

本稿第三節において當時の貨幣狀況を見たとき次のような問題があつた。すなわち、當時の激しい削り取りによつて鑄貨はほとんど半ばに達する程その重量を失つていた。金屬實體に價值をおくロッキの貨幣把握からすれば、銀の市場價格はその鑄貨價格の倍にいたる程騰貴するはずであろう。しかるに事實は二ペンス内外に及んだにすぎない。これは當時の一般的貨幣不足によるとフィヴィアアは説明を與えていた。この事態を理論的に分析しうる道は、ま

さに右にのべた如き、貨幣の統一的理解によつて開かれるのではなからうか。このような理解がはたして一六九五年以後における鑄貨改鑄實施の經過の中でどのようによつて深められていつたであらうか。あるいはロッキンに對する批判者によつて分析されていつたであらうか。私はさらに深くロッキンの理論的分析に觸るることによつて、自ら貨幣把握の努力をすすめてゆきたいと思ふ。

(一九五三・一二・一〇)

引用文献書目

- Aaron, R. I.: *John Locke, in "Lenders of philosophy."* Oxford, 1937. p. xii+328.
- Cho, K. (張漢裕): 名譽革命前後 (1670—1720) におけるイギリス重商主義の本質。“經濟學論集”(東京帝國大學經濟學會) 第11卷第7號, 1941. 7. 1. pp. 55—91.
- Cunningham, W.: *The growth of English industry and commerce in modern times.* Part I. The mercantile system. Cambridge, [1st ed. 1882] 5th ed. 1912. p. xxxviii+608.
- Emrich, I.: *Die geldhistorischen und geldpolitischen Anschauungen John Lockes.* München, 1927. S. 112.
- Fearnley, A. E.: *The Pound Sterling, a history of English money.* Oxford, 1931. p. x+367.
- Fowler, Th.: *Locke, in "English men of letters,* ed. by J. Morley." London, [1st ed. 1880.] reprinted 1888. p. viii+230.
- Habakkuk, H. J.: *English landownership, in "The Economic History Review,* vol. x. no. 1. Feb. 1940." pp. 2—17.
- Hamabayashi, M. (濱林正夫): ショップ・モック經濟論の研究。“商學討究”(小樽商科大学經濟研究所), 第2卷第3號, 1952.1.

31. pp. 1—40.

Haseda, T. (長谷田泰三): 英國財政史研究。1951. p. 4+285.

Hatori, T. (羽鳥卓也): ジョン・ロックの政治哲學と經濟理論——市民革命と重商主義の論理——〔I〕“商學論集”(福島大學經濟學會), 第22卷第1號, 1953・4・1, pp. 43—79. 〔II〕“商學論集”, 第22卷第3號, 1953・9・1, pp. 82—124.

Hori, Ts. (堀經夫): 英吉利社會經濟史。1934. p. 2+300.

Kito, N. (鬼頭仁三郎): 改鑄論争に現はれたるジョン・ロックの貨幣觀。“商學研究”(東京商科大学), 第6卷第3號, 1928・8・, pp. 185—223.

Locke, J.: *The works of John Locke*, in nine volumes, the twelfth edition. Vol. 4. London, 1824. p. 4+494.

Lowndes, W.: *A report containing an essay for the amendment of the silver coins*. London, 1695. in “Old and scarce tracts on money, with a preface by J. R. McCulloch. London, 1933.” pp. 169—258.

Marx, K.: *Zur Kritik der Politischen Oekonomie*. Erstes Heft. Volksausgabe, besorgt vom Marx-Engels-Lenin-Institut, Moskau. Moskau-Leningrad, 1934. s. viii+284.

Oman, Ch.: *The coinage of England*. Oxford, 1931. p. xii+396+plates XLV.

Otsuka, H. (大塚久雄): 重商主義の社會的基盤——比較史的な視角からの検討——“舞出教授還暦記念論文集(1) 古典學派の生成と展開”。1953. pp. 1—39.

——: 信用關係の展開。“經濟學新大系 xi 資本主義の成立” 1953. 第3章, pp. 129—152.

Ruding, R.: *Annals of the coinage of Britain and its dependencies, from the earliest period of authentick history to the end of the fiftieth year of the reign of His Present Majesty King George III*. Vol. II. London, 1817. p. 532.

Schmidt, A.: *Geschichte des englischen Geldwesens im 17. und 18. Jahrhundert*. Strassburg, 1914. S. xi+204.

Temple, Sir R.: *Some short remarks upon Mr. Lock's book, in answer to Mr. Loundes, and several other books and pamphlets concerning coin*. London, 1696. in "Select Tracts and documents illustrative of English monetary history 1626—1730, etc. ed. by Wn. A. Shaw. London, [1st ed. 1896,] reprinted 1935." pp. 111—117.

Trevclyan, G. M.: *England under the Stuarts*. in "A history of England, in eight volumes, ed. by Sir Richard Oman. Vol. V." London, [1st ed. 1904,] 21st ed. 1949. p. xiv+466.

Yamashita, U. (山下宇一): 1696年の貨幣改鋳。“商業論集”(大分高等商業學校), 第7卷第2號, 1933・3・1・, pp. 65—84.